

中野区景観方針(骨子)について

区はこれまで景観方針策定に向けた検討を進めてきたが、その骨子を取りまとめたので報告する。

1 景観方針策定の目的

中野区が多くの人々を惹きつけ、将来にわたって持続的に発展するために、区民や来街者等にとって魅力的で、住み働く場として愛着と誇りを持つことができるような優れた都市景観を形成することを目的とする。

2 中野区景観方針(骨子) (別添資料)

はじめに

(1)中野区景観方針とは

- ①策定の目的
- ②景観方針の構成
- ③計画の位置づけと役割

第1章 景観づくり基本方針

(1)景観づくりの現状

- ①中野区内の景観に関する現状
- ②中野区の景観特性の事例と分類(参考例示)
- ③景観特性と景観要素の分布(参考視点)

(2)景観づくりの基本目標

(3)景観づくりの基本方針

第2章 景観づくりガイドライン

(1)景観づくりにおける関係者の責務

(2)景観づくり推進施策の体系

(3)景観づくりのプロセス(施策の流れ)

3 今後の予定

令和3年度	景観づくりの手法及び推進施策の整理 区民意見等の把握 景観方針策定
令和4年度	景観行政団体への移行に向けた東京都との調整 景観計画及び景観条例の検討 景観行政事務の開始に向けた組織体制の構築
令和5年度以降	景観行政団体へ移行 景観計画策定及び景観条例制定による景観行政の推進 (景観アドバイザーの選任、景観審議会等の設置、区民活動の支援など)

はじめに

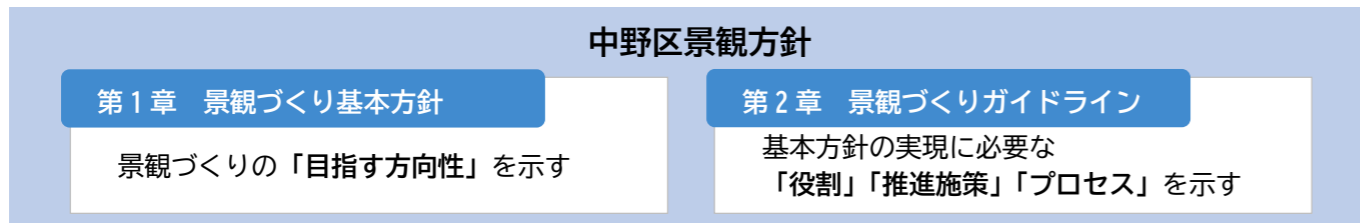
1. 中野区景観方針とは

(1) 策定の目的

中野区が多くの人々を惹きつけ、将来にわたって持続的に発展していくため、まちのにぎわいや安全性・快適性の向上に加え、区民や来街者等にとって魅力的で、住み働く場として愛着と誇りを持つことができるような優れた都市景観を形成することを目的として策定する。

(2) 景観方針の構成

中野区景観方針は、区における景観づくりの目指す方向性を示す「景観づくり基本方針」と、実現に必要な施策やプロセス等を示す「景観づくりガイドライン」で構成する。



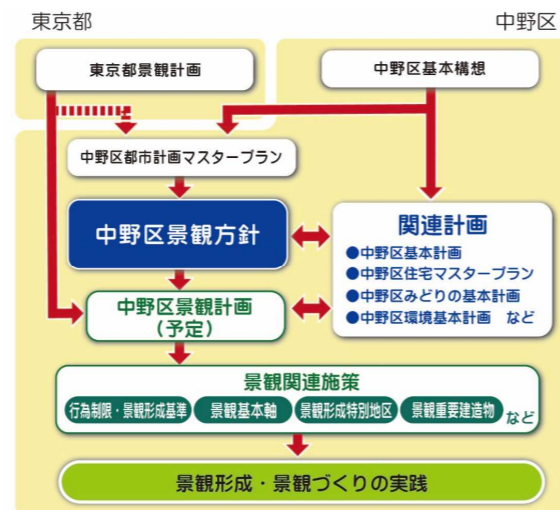
(3) 計画の位置づけと役割

中野区景観方針は、「中野区基本構想」や「中野区都市計画マスタープラン」に即して定める。

また、「中野区基本計画」や「中野区住宅マスタープラン」、「中野区みどりの基本計画」などの関連計画や、「東京都景観計画」との整合性を確保して定める。

中野区景観方針は、目指す都市景観の実現に向けて、区民及び事業者や区が、それぞれの役割を果たし、協働で進める景観づくりの基本的な方針である。

区は、本方針で示すプロセスに基づき、関連施策の推進を図るとともに、地域の景観資源の掘り起こしや啓発事業の推進などの景観づくりを進める。



第1章 景観づくり基本方針

1. 景観づくりの現状

(1) 中野区内の景観に関する現状

- 区内には、みどり豊かな住宅地の広がる地区、商店街や街路樹の連なりがまちの軸となっている地区など、地域の特徴を備えた個性豊かな街並みが数多く点在している。区は、中野四季の森公園をはじめ大規模公園や幹線道路の整備を順次進めており、景観や街並みに対して区民から一定の評価を得ている。
- その一方で、歩道のない生活道路や狭い道路が多く、多くの地域で緑被率が減少しているなど、居心地が良く魅力ある街並みの形成に課題を抱えている。
- また、中野区の特徴となる様々な原風景やかつての土地の記憶、みどりや歴史的資源などが、都市化の進行とともに、次第に薄れ失われつつある。
- 景観は、地域の個性を演出するとともに、中野の魅力を高める重要な要素であり、地域の活性化を図るために、景観を守り、活かし、育てることが重要となっている。
- 景観法の制定（平成16年度）以降、景観に関連する様々な制度や事業が整備されており、今後、区としても、これらを活用して体系的に景観づくりを進めていく必要がある。

(2) 中野区の景観特性の事例と分類（参考例示）

自然的要素が特徴の景観特性

- 地形の高低差や坂道が街並みに変化を与えている
 - もみじ山通り
 - おかのうえ公園
- 川沿いの空間が地域の表情を作り出している
 - 妙正寺川沿い
 - 神田川沿い
- 公園や街路樹のまとまったみどりが地域の特徴となっている
 - 平和の森公園
 - 南台いちよう公園
- 建物周囲のみどりが街並みに趣を与えている
 - 丸山地区
 - 上高田地区

歴史的・文化的な要素が特徴の景観特性

- 地域の魅力となっている歴史的遺産が数多く点在している
 - 氷川神社
 - 中野新橋
- 暮らしの中に先人たちから伝わる地元の歴史が息づいている
 - 江古田の獅子舞
 - 梅照院での鹿踊り

個性的な街並みが特徴の景観特性

- 特徴のある通りや商店街、川がまちの骨格を形づくっている
 - 中野サンモール商店街
 - アカシア通り
- 地域によって個性的な住宅地の街並みが形づくられている
 - 低層住宅地区
 - 大規模住宅地区
- まちの顔、地域のシンボルになっているところがある
 - 中野新橋駅
 - 旧野方配水塔
- まちづくりの進展によって、新たな街並みが生まれている
 - 中野四季の都市(まち)
 - 中野坂上地区

(3) 景観特性と景観要素の分布（参考視点）

景観づくりのベースとなる景観特性と景観要素の分布は以下のとおりである。地域の景観特性はいくつかの景観要素が重なって複合的に形成されている。



2. 景観づくりの基本目標

中野区基本構想が目指すまちの姿の実現に向けて、景観づくりの基本目標を次のように定める。

つながる はじまる なかの
 自分のまちに愛着と誇りを持てる
 都市景観をみんなの手でつくる

魅力ある中野の都市景観を実現するため、区民、事業者等と中野区が「愛着と誇りのもてるまち」を自らの手で築くという意識を持ち、「みんなの手でつくる」協働体制のもと景観づくりに取り組む。

3. 景観づくりの基本方針

中野区の景観づくりの基本方針を以下に示す。

基本方針1 自然とのかかわりを大切にする

- ・街並みに変化を与える地形や坂道、川を活かしながら景観づくりを進める。
- ・豊かなみどりと季節の移り変わりが感じられる川の風景を大切にしながら、水とみどりに調和した景観づくりを進める。
- ・多様な生物を育み、自然とのかかわり方を大切にする意識を持ちながら、景観づくりに活かす。

展開1-1 土地の構造を重視する

台地や川、低地など、かつての土地の記憶をとどめているものが多く、坂道や水路、地形の高低差、地名などにあらわれている。このような土地の構造を認識し、活かしながら景観づくりを進める。

展開1-2 川とまちの関係を見直す

川は貴重な自然であり、まちの骨格をつくる重要な景観要素である。人々にゆとりやうらおい、開放感を感じさせる川の風景を、もっと身近に感じられるような景観づくりを進める。

展開1-3 自然とのかかわりを重視する

単に水やみどり、土壌といった自然を増やすことだけでなく、自然を大切にする意識を共有しながら、自然との上手なつきあい方、かかわり方につながる景観づくりを進める。

基本方針2 歴史・文化とのかかわりを活かす

- ・人々に親しまれ地域の誇りとなっている歴史的な資源を大切にして、景観づくりに活かす。
- ・祭りや伝統行事など地域に根差している風景や、暮らしの表情を守り伝えながら、これらを活かした景観づくりを進める。

展開2-1 中野の原風景を伝える

武蔵野の面影をしのばせる樹林地、古木のある風景や、伝統行事、風習、祭りなど、区民の心の中に息づく中野の原風景を、守り育て、次の世代に伝えていく。

展開2-2 かつての暮らしの表情を活かす

地域に残るかつての暮らしの中で培われた地域固有の生活・文化やまちの風情を探し出し、これらを個性ある表情として活かしながら景観づくりを進める。

展開2-3 歴史的な遺産を守り・育てる

地域にゆかりの寺社、古い民家などの建造物、参詣道や旧街道、史跡、伝統技術、郷土芸能などの歴史的な遺産を守り、育てるとともに、現代のまちづくりに活かし、次の世代に伝えていく。

基本方針3 暮らしの中のにぎわい・うるおい・個性を育てる

- ・活気や親しみのある商店街、公園や区有施設、オープンスペース、寺社境内を利用したイベント広場などは、多くの人々の交流の場となっている。こうした日常生活にある活気やにぎわい、地域の個性などを活かした景観づくりを進める。
- ・地域ごとに多彩な表情を見せる幹線道路や河川沿いの風景は、都市の重要な景観軸であり、その魅力を高めていく。
- ・地域の特色を活かしながら、周辺の環境に合わせた家々の工夫や周囲への配慮、心遣いが見える、魅力ある住環境を育成し、誰もが居心地のいい街並みをつくる。
- ・点在するまちの顔・シンボルを大切にしながらイメージを育て、演出することで、特色ある地域の顔づくりやシンボルづくりにつなげていく。

展開3-1 住み手の心遣いが見えるうるおいある住環境づくり

歩いて楽しい街並み、来訪者にもわかりやすい道、子どもや高齢者、障害者にやさしい歩きやすい道路、みどりの生垣、窓辺の草花、ごみのない通路など、地域の個性が活かされ、住み手の暮らしがや心遣いが見えるような、うるおいのある住環境づくりを進める。

展開3-2 暮らしの拠点をつなげていく

商店街や人々が集まる公園、広場、学校、区民活動センターなど、身近に利用する区民が、地域の個性やその場所の風景にふさわしいもの、楽しく利用できるものとして育み、ネットワークでつなげていく。

展開3-3 まちの顔・シンボルと景観の拠点をつくる

大規模公園や公共施設などのランドマーク、特徴のある通り、地域にゆかりのキャラクターや歌など、まちの顔・シンボルとして大切にイメージを育て、演出することで、特色ある地域の顔づくり、地域のシンボルづくりにつなげていく。

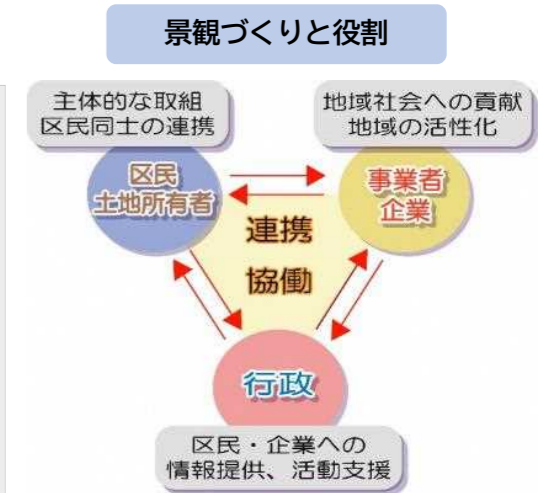
第2章 景観づくりガイドライン

1. 景観づくりにおける関係者の責務

魅力ある都市景観を実現するためには、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、ともに考えてともに行動するという協働体制のもとに進めていく必要がある。

とりわけ地域に暮らす区民が、「愛着と誇りの持てるまち」を自らの手で築くという意識を持ち、一人ひとりが環境に配慮することが大切である。

中野区の景観づくりにあたっては、「みんなの手でつくる」協働体制のもと、区民、事業者、中野区など関係者がそれぞれ果たすべき責務を認識し、主体的な取組と相互協力を推進していく。



① 区民等の責務

- ・地区の将来像を共有し、その実現に向けて自ら景観づくりに取り組む。
- ・自ら創意工夫し、地区の景観づくりを主体的に推進するよう努める。
- ・景観づくりに関する区の基本的な方針を理解し、区と連携、協働することにより、まちの将来あるべき姿の実現に向けた景観づくりに努める。

② 事業者の責務

- ・事業を行うにあたり、まちの良好な景観を形成するために必要な措置を講じるとともに、区が実施する景観づくりの推進に係る施策に協力する。
- ・景観づくりに関する区の基本的な方針を理解し、地域の特性を十分に活かし、快適で魅力あふれるまちの実現に向けた景観づくりに努める。

③ 区の責務

- ・地域の特性を活かした景観づくりを具体化し、推進するための施策を実施する。
- ・区民等に対し、景観づくりに関する情報を提供するとともに、区民等が景観づくりに参画する機会を広げることに努める。
- ・区民等が実施する景観づくりを円滑に進めるために、必要な支援を行うよう努める。

2. 景観づくり推進施策の体系

魅力ある景観づくりに向けて、区民等、事業者、区がそれぞれ果たすべき責務を認識し、3つの施策とその体系に基づき主体的な取組と相互協力を進めていく。

(1) 住民参加の仕組みづくり

景観づくりの担い手は、そこに暮らす住民であり、生活する周囲の環境や身近な問題についての認識を深め、自らの責任と創意工夫で解決していくことが重要である。

区は、区民のこのような活動を景観づくりに活かしていくため、景観づくりに積極的に参加する意識を高めることや、参加を促すような仕組みをつくるなど、区民の主体的な活動に対して支援を行う。

① 区民が景観づくりにかかわる場と仕組みをつくる

区民が自主的に運営する景観の協議・活動を行う組織の設置を検討するとともに、参加のあり方やワークショップ方式など運営方法を工夫し、区民が景観にかかわる場と仕組みづくりを進める。

まちづくりや景観づくりの構想、計画・事業推進にあたっては、このような場を通して区と区民がともに考え、協働して進めていく。

② 景観づくりの人材確保と育成

景観づくりを進めるうえでは、区民の主体的な活動をサポートする、専門的な知識やノウハウを持ち、情熱と意欲ある人材の確保が必要である。

区民の景観づくり活動に対して、外部からの専門家、地域の経験者、区の担当職員などを派遣し、継続的な活動を支えていくため、このような人材の確保と育成を図る。

③ 景観形成活動への支援

区民の発意による景観形成活動や、地域に目を向けた事業者による景観形成事業などを促進するための支援を行う。

- ・景観についての相談・助言・指導や情報提供
- ・人材派遣及び緑化・清掃活動など景観形成活動への助成
- ・景観形成に対する顕彰制度、区民による景観イベントへの支援 など

(2) 景観に取組む区の体制づくり

景観づくりを進めるためには、景観行政の執行や景観づくりに取組む区の推進体制をつくることが不可欠である。そのために区は、景観を専門に担当する部門の設置、検討組織などの新設、景観づくりの財源確保を図る。

① 中野区景観計画策定、景観行政団体への移行

区が主体的に景観行政を推進するため、景観行政団体へ移行する必要がある。また、区の景観計画策定や関連条例の制定も進めていく。

② 景観担当部署の設置及び検討組織の充実

景観づくりを進める区の体制を整備する。

- ・景観担当部署の設置
- ・景観検討組織の設置、専門家（景観アドバイザー）の選任 など

③ 財源の確保

景観づくりは、長期間を要した継続性が必要であり、加えて、多額の財源が必要となることが多いため、区は円滑に進められるよう、あるいは、区として責任をもって関連事業などが行えるよう、安定的な財源の確保などの財政運営に努める。また、必要な財源を確保するため、国・東京都の事業制度や補助金の積極的な活用を図る。

(3) 景観形成事業の推進

景観づくりを推進するため、区民の意識啓発、(仮称)地区景観づくり指針の作成など、具体的な景観形成事業を行う。

① 景観づくり啓発事業の推進

区民の景観に対する理解と認識を深め、積極的に景観づくりへの参加を促すため、必要に応じて専門家等を交え、次のような啓発事業の実施を検討する。

- ・景観ワークショップ
- ・景観 PR 活動及び各種イベントの実施
- ・(仮称)景観百選の選定 など

② (仮称)地区景観づくり指針の作成支援

身近な地域における具体的な景観づくりの指針等の作成支援に取り組む。

- ・(仮称)地区景観づくり指針の作成支援（区民等による身近な景観まちづくり活用支援）
- ・公共施設等のデザイン検討 など

③ 景観重点事業の推進

景観づくりに資する事業として必要に応じて次のような事業に取り組む。

- ・景観モデル事業
- ・まちづくり事業、都市施設整備事業における景観検討
- ・新たな景観事業の創出 など

3. 景観づくりのプロセス（施策の流れ）

区は本方針に基づき、以下のプロセスで景観づくりに取り組んでいく。

